

○原子力規制委員会告示第 号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十七条第三号及び第五号の規定に基づき、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年八月経済産業省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(変更の確認等) 第四条 規則第八十七条第四号の確認を受けた者は、第二条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の変更の確認を受けなければならない。 2 前項の変更の確認の申請をしようとする者は、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 3 前条各項の規定は、第一項の変更の確認について準用する。	第四条 前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の運転責任者に係る基準等に関する規程第三条第一項の規定によりされた確認のうち同日において有効期間を経過していないものについては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。